

令和 5 年度

あま市特別職報酬等審議会
会 議 資 料

目 次

あま市特別職報酬等審議会委員名簿	3
市長、副市長の給与に関する法律上の規定	4
議員の報酬に関する法律上の規定	4
新教育長制度に関する法律上の規定	5
特別職報酬等審議会に関する通知	6
あま市特別職報酬等審議会条例	7
あま市審議会等の会議の公開に関する要綱	9
あま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例	12
あま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	18
市長・副市長・教育長の職務・職責について	24
(写)特別職報酬等の額について(答申) (R1.12.16)	25

あま市特別職報酬等審議会委員名簿

(敬称略)

	委員氏名	職名
1	小林直也	あま市子ども会連絡協議会会長
2	杉本吉之	あま市シルバー人材センター会長
3	谷川輝純	あま市老人クラブ連合会会長
4	服部章平	あま市社会福祉協議会会長
5	濱島玲子	あま市女性の会会長
6	毛利晴次	海部保護区保護司会あま市分会会長
7	山田精二	あま市商工会会長

(委員氏名:五十音順)

市長、副市長の給与に関する法律上の規定

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第204条（給料、手当及び旅費）

- ① 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）・・・に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、・・・、通勤手当・・・、期末手当・・・又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議員の報酬に関する法律上の規定

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

第203条（議員報酬及び費用弁償）

- ① 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

新教育長制度に関する法律上の規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

第4条（任命）

① 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

②以下 略

第5条（任期）

① 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 略

第11条（服務等）

①～③ 略

④ 教育長は、常勤とする。

⑤ 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

⑥～⑧ 略

第13条（教育長）

① 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

② 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

第14条（会議）

① 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

②～⑨ 略

特別職報酬等審議会に関する通知

地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額については、以下の通知に基づき、特別職報酬等審議会の担当事務としている。

- ◎ 特別職の報酬等について（昭和 39 年 5 月 28 日自治給第 208 号 自治事務次官通知）
昭和 39 年 5 月 28 日
自治給発第 208 号

各 都 道 府 県 知 事 殿

自 治 事 務 次 官

特別職の報酬等について

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市（特別区を含む。）については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬審議会（以下「審議会」という。）を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

あま市特別職報酬等審議会条例

あま市特別職報酬等審議会条例

制定 平成22年3月22日条例第48号

改正 平成29年3月24日条例第5号

令和4年9月22日条例第18号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（次条において「議員報酬等の額」という。）について審議するため、あま市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員はあま市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市長公室人事秘書課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第18号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

あま市審議会等の会議の公開に関する要綱

あま市審議会等の会議の公開に関する要綱

制定 平成23年5月16日訓令第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる審議会等)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により市が設置する機関
- (2) 専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として個別の要綱等により市が設置する機関。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 市の職員のみにより構成されているもの。
 - イ 関係機関の連絡調整を主な活動内容として設置されているもの。
 - ウ 特定の事業を実施するために組織する委員会等

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

- (1) 法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) あま市情報公開条例(平成22年あま市条例第7号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開(一部非公開を含む。以下同じ。)の決定は、前条に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、会議を開催するときは、原則として当該会議の開催の日前7日までに会

議の名称、開催日時、開催場所その他の必要な事項を公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催される時は、開催の決定後、速やかに公表するものとする。

(公開の方法等)

第6条 審議会等は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、会議を傍聴しようとするもの(以下「傍聴希望者」という。)に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴希望者は、所定の場所で自己の氏名を傍聴受付票に記入しなければならない。

3 傍聴希望者があらかじめ定めた定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができるものとする。

4 審議会等は、公開で行う会議については、会議が公正かつ円滑に行われるよう、別記の遵守事項を傍聴人に示すものとする。

5 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非公開情報が記載されている場合又は資料が相当量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。

(会議録の作成等)

第7条 審議会等は、会議の公開又は非公開に関わらず、当該会議終了後、会議の概要及び会議録を作成するものとする。

2 審議会等は、前項の規定により作成した会議の概要、会議録及び配布した会議の資料を公表するものとする。ただし、会議の概要、会議録又は会議の資料に非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(公表の方法)

第8条 第5条及び前条に規定する公表は、市のホームページへの掲載及び審議会等の担当課の窓口での閲覧とする。

2 前条第2項に規定する会議の概要、会議録及び配布した会議の資料の公表の期間は、原則として、当該文書の属する会計年度の翌年度から起算して5年とする。ただし、継続案件を審議するもの等は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月16日から施行する。

附 則（令和3年訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別記

傍聴に当たっての遵守事項

1	みだりに自席を離れないようにしてください。
2	事務局の指定した場所以外へ立ち入ることはできません。
3	携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
4	許可を得た方以外は、写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
5	静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
6	審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
7	傍聴中、飲食及び喫煙はできません。
8	プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
9	ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
10	傍聴中の入退席はやむをえない場合を除き慎んでください。
11	銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
12	その他、附属機関等の長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。

あま市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例

あま市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例

制定 平成22年3月22日条例第49号

改正 平成22年4月22日条例第165号

平成22年11月29日条例第187号

平成26年3月26日条例第2号

平成26年12月18日条例第20号

平成27年3月20日条例第10号

平成28年3月25日条例第11号

平成28年12月22日条例第35号

平成30年3月26日条例第7号

平成30年12月19日条例第37号

令和元年12月20日条例第22号

令和2年11月27日条例第32号

令和4年4月28日条例第13号

令和4年12月22日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 市長等の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 市長等の給料の月額は、次のとおりとする。

(1) **市長 93万2,000円**

(2) **副市長 75万1,000円**

(3) **教育長 67万1,000円**

第4条 新たに市長等となった者には、その日から給料を支給する。

2 市長等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで給料を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、あま市職員の給与に関する条例（平成22年あま市条例第52号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、日割りによつて計算する。

4 市長等の給料の支給日は、一般職の職員の例による。

（地域手当及び通勤手当）

第5条 市長等の地域手当及び通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

（期末手当）

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する市長等に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した者についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額に100分の20（役職段階別加算割合）を乗じて得た額及び給料の月額に100分の25（管理職加算割合）を乗じて得た額を加算した額とする。

第7条 前条に規定するもののほか、市長等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

（旅費）

第8条 市長等の受ける旅費は、別表に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

（重複給与の禁止）

第9条 市長等が他の職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる他の職員の職に対する給与は、支給しない。

（退職手当）

第10条 退職手当の額及び支給方法については、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和40年愛知県市町村職員退職手当組合条例第1号）による。

（委任）

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成22年条例第165号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第187号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第2号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第20号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成27年条例第10号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間については、この条例による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定は、教育長には適用しない。

附 則（平成28年条例第11号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。
（旧あま市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正）
- 4 あま市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成27年あま市条例第11号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前のあま市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（平成22年あま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年条例第35号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以

下「改正後の条例」という。)第6条の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例第6条の規定を適用する場合には、この条例による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例第6条の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (平成30年条例第37号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和元年条例第22号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (令和2年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のあま市特別職の職員で常勤

のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和4年条例第30号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第8条関係）

職名	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
			甲地方	乙地方	
市長	10円	2,500円	13,100円	11,800円	2,600円
副市長及び教育長					

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは東京都の区の存する区域、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

あま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

あま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

制定 平成22年3月22日条例第45号
改正 平成22年4月22日条例第164号
平成23年5月13日条例第12号
平成26年3月26日条例第1号
平成26年12月18日条例第19号
平成27年3月20日条例第9号
平成27年3月20日条例第16号
平成28年3月25日条例第10号
平成28年12月22日条例第34号
平成30年3月26日条例第6号
平成30年12月19日条例第36号
令和元年12月20日条例第21号
令和2年11月27日条例第31号
令和4年4月28日条例第12号
令和4年12月22日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は月額とし、その額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、除名、議会の解散等によりその職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月一般職の職員と同日に支給する。

(日割計算の方法)

第4条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用弁償)

第5条 議員が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費の支給方法等については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した者（以下「任期が満限に達した者等」という。）についても同様とする。ただし、基準日以前6箇月の間全く職務に従事しない者については、この限りでない。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

(期末手当の支給方法)

第7条 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(委任)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、合併前の七宝町議会、美和町議会又は甚目寺町議会の議員で、引き続き本市議会の議員（在任の特例期間（市町

村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第9条第1項第1号の規定による期間をいう。）に在職する者に限る。以下次項において同じ。）となったものの議員報酬の額については、第2条の規定にかかわらず、合併前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年七宝町条例第1号。以下次項において「合併前の七宝町条例」という。）、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年美和町条例第4号）又は甚目寺町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和41年甚目寺町条例第2号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例による。

- 3 施行日の前日において、合併前の七宝町議会の議員で、引き続き本市議会の議員となったものの期末手当の額については、第6条第2項の規定にかかわらず、合併前の七宝町条例の例による。
- 4 第6条第2項及び前項の規定の適用については、これらに規定する在職期間に合併前の七宝町議会、美和町議会又は甚目寺町議会の議員としての在職期間を通算する。
- 5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた議員報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成22年条例第164号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第19号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成27年条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第16号）

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第34号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（平成30年条例第36号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市議会の議員

の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和元年条例第21号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則（令和2年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和4年条例第29号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のあま市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第2条関係）

区分	議員報酬月額
議長	516,000円
副議長	451,000円
議員	405,000円

市長・副市長・教育長の職務・職責について

一般職、特別職について《参考：橋本勇「新版 逐条地方公務員法」(学陽書房)》

	一般職	特別職
指揮命令関係	上司の命令に従って職務を遂行する	法律や自己の学識経験等に従って自らの判断と責任で職務を遂行する
専務職	もっぱら地方公務員としての職務に従事する	他の職務を有することも妨げられない
終身職	定年に達するまでの勤務が想定されている	一定の任期が定められている
成績主義	受験成績、勤務成績など客観的な能力の実証に基づいて採用、昇任などが行なわれる	選挙、任命権者との信頼関係、特定の知識経験等に基づいて当該職に就く
政治職	政治的な中立性が要求される	政治的な中立性は要求されない

市長、副市長及び教育長について

	市長	副市長	教育長
選任	・ 公選	・ 市長が議会の同意を得て選任 ・ 市長の補助機関	・ 市長が議会の同意を得て任命
任期	4年	4年	3年
退任	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求 ・ 議会の不信任請求	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求	・ 失職 ・ 退職申出 ・ 住民の解職請求
職務	・ 市を統轄し代表する ・ 市の事務を管理し執行する	・ 市長の補佐 ・ 市長の命令を受け政策及び企画をつかさどる ・ 職員の担任する事務を監督 ・ 市長の職務の代理 ・ 市長から委任を受けその権限に属する事務の一部を執行	・ 教育委員会の会務を総理 ・ 市がなすべき責を有する職務にのみ従事 ・ 教育委員会の会議招集